

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 2 月 20 日

金沢地方法務局

登記官 河 村 朋 幸

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第2200-2023-0006号	白山市別宮出町イ 1 3 番 1